

兵庫県こころのケアセンター業績評価実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構寄附行為（以下「寄附行為」という。）第4条第4号に掲げる兵庫県こころのケアセンター（以下「センター」という。）の調査研究、その他の事業等（以下「調査研究等」という。）の適正かつ効果的、効率的な遂行を図ることを目的として実施する業績評価（以下「評価」という。）に関し、必要な事項を定める。

(評価の区分・実施方法)

第2条 評価は、自己点検評価及び外部評価とする。

- 2 自己点検評価は、兵庫県こころのケアセンター運営検討会議（以下「検討会議」という。）が実施する。
- 3 外部評価は、センターと利害関係のない外部有識者等の中から選任された委員を構成員とする外部評価委員会が、自己点検評価の結果をもとに実施する。
- 4 外部評価委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(評価の対象)

第3条 評価は、センターが策定する中期目標、中期計画に沿って行われる調査研究等の実績を対象に行う。

- 2 中期目標、中期計画の策定に当たっては、兵庫県と締結している「兵庫県こころのケアセンターの管理に関する基本協定書」に基づき、可能な限り、具体的な目標値の設定と実行プロセスの明確化を図るとともに、参加者や関係者へのアンケート等を行うなど評価に必要なデータ情報の収集に努めるものとする。

(評価の単位、基準・項目等)

第4条 評価は、個別事業評価と総合評価を併せて実施する。

- 2 個別事業評価は、年度計画に掲げる全ての調査研究等の推進の状況について、定性的、定量的な観点から評価を実施する。
- 3 総合評価は、前項の個別事業評価をもとに、社会的有用性、有効性及び効率性等の観点から、中期計画及び年度計画に掲げる項目ごと、組織単位（研究部門、課、室、所）及びセンター全体の調査研究等の推進状況及び達成状況について実施する。

(評価の実施時期)

第5条 評価は、前の年度に行った調査研究等の実績に対して遅滞なく実施する。

- 2 複数年度にわたる調査研究等については、年度ごとに成果を取りまとめ、その成果について中間評価を実施するとともに、当該調査研究等の完了後、当該調査研究等の全体について評価を実施するものとする。

(評価結果の取り扱い)

第6条 評価の結果については、以後にセンターが行う調査研究等の計画、予算等へ反映を期するため、兵庫県に報告するものとする。

(評価結果の公表)

第7条 評価の結果については、ホームページ等によりその概要を公表する。

(庶務)

第8条 評価に関する庶務は、センター総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月13日から施行する。